神奈川県企業庁内部統制に関する要綱

（目的）

第１条　この要綱は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第150条第１項の規定により知事が定める方針に準じて、企業庁における内部統制に関し必要な事項を定めることにより、事務処理の適正さを確保する上でのリスクを評価及びコントロールし、もって企業庁の業務遂行に対する県民の信頼確保を図ることを目的とする。

（定義）

第２条　この要綱において「内部統制」とは、地方自治法第150条第１項に規定されている事務の管理及び執行が法令に適合し、かつ、適正に行われることを確保するプロセスをいう。

（内部統制総括責任者）

第３条　企業庁における内部統制を総括するため、内部統制総括責任者を置く。

２　内部統制総括責任者は、神奈川県公営企業管理者（以下「管理者」という。）の命を受けて、企業庁における内部統制に関する事務を総括するとともに、知事が定める内部統制に関する基本方針（以下「基本方針」という。）に準じて、内部統制に関する事務を処理するものとする。

３　内部統制総括責任者は、企業局長をもって充てる。

（内部統制推進責任者）

第４条　企業庁における内部統制を推進するため、内部統制推進責任者を置く。

２　内部統制推進責任者は、内部統制総括責任者の命を受けて、基本方針に準じて、内部統制の推進に関する事務を処理するものとする。

３　内部統制推進責任者は、企業局総務室長をもって充てる。

（独立的評価責任者）

第５条　企業庁における内部統制を評価するため、独立的評価責任者を置く。

２　独立的評価責任者は、内部統制総括責任者の命を受けて、基本方針に準じて、内部統制の評価に関する事務を処理するものとする。

３　独立的評価責任者は、企業局副局長をもって充てる。

（制度所管責任者）

第６条　内部統制対象事務の推進及び評価を補助するため、制度所管責任者を置く。

２　制度所管責任者は、基本方針に準じて、所管する内部統制対象事務のリスク対応策の整備及び運用に関する事務を処理するものとする。

３　制度所管責任者は、次表の左欄に掲げる区分に従い、当該右欄に掲げる者をもって充てる。

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 制度所管責任者 |
| 財務に関する事務 | 企業局財務課長  企業局会計課長  企業局財産管理課長 |
| 情報管理及びその他企業庁全庁的なリスクを有する事務 | 企業局情報管理課長  企業局総務室管理担当課長 |

４　制度所管責任者は、内部統制対象事務の対応策の整備状況について自己評価をするとともに各所属が実施した運用状況の自己評価を確認し、必要に応じて、各所属に助言することにより、独立的評価責任者の評価の基礎を提供するものとする。

（所属における内部統制推進体制の整備）

第７条　所属における内部統制の推進を図るため、所属に内部統制推進者を置く。

２　内部統制推進者は所属の長とする。ただし、局等の実情に応じて、部局長が支所長等を内部統制推進者に指定することができる。

３　内部統制推進者は、所属職員の中から内部統制推進補助者を指定することができる。

（内部統制推進者）

第８条　内部統制推進者及び内部統制推進補助者は、次の業務を行う。

(1) 所属における内部統制に係るリスク対応策の運用並びに研修等の企画及び実施に関すること。

(2) 内部統制に係る職員からの相談に関すること。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、内部統制の運営その他内部統制に関し必要な事項は、企業局長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和２年６月22日から施行する。

附　則

この要綱は、令和３年12月22日から施行する。

附　則

この要綱は、令和４年８月１日から施行する。